

加工施設の操作について

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年9月4日に変更認可申請を行った保安規定の「加工施設の操作」の基本的な考え方及び保安規定審査基準への適合について、説明するものである。

2. 保安規定審査基準の改正に伴う保安規定変更について

新検査制度に伴う保安規定審査基準の改正において、加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等の審査基準（加工規則第8条第1項第6号）の一部が改正されるとともに、臨界事故に関する規定要求が追加された。

保安規定変更認可の申請にあたっては、新検査制度に伴い保安規定審査基準が変更された箇所に加え、「加工施設の操作」に係る要求事項全体に対して、改めて保安規定審査基準への適合性を確認し、基準を満足するように保安規定変更案を検討した。

以下、各項目における保安規定への反映状況について記載する。従前の保安規定条文は黒色、新規制定または条文への追加は赤色アンダーラインにて示す。また、別表-1-1～別表-1-8に保安規定認可申請書の記載を示す。

表1 加工施設の操作に該当する保安規定の条文番号

番号	項目	該当する条文番号*1
(1)	加工施設の操作に必要な操作員の確保	第29条
(2)	加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類の作成	第26条
(3)	核燃料物質の臨界管理	第35条、第58条、第72条
(4)	操作員の引継時に実施すべき事項	<u>第31条</u>
(5)	加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項	
(6)	地震、火災等の発生時に講ずべき措置	第38条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、 <u>第89条</u> 、第90条、 <u>第91条</u> 、第92条、第93条、 <u>第94条</u> 、 <u>第95条</u> 、第96条、 <u>第97条</u> 、第119条
(7)	加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項	第21条
(8)	その他	第27条、第28条、 <u>第30条</u> 、第32条、第33条、 <u>第34条</u> 、第36条、第37条、第39条

*1：赤色アンダーラインは、審査基準の変更等に伴い追加・変更する条文

(1) 加工施設の操作に必要な操作員の確保 (別表-1-1)

保安規定審査基準の「1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。」については、従前より保安規定第29条(操作員の確保)に、「各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。」及び「各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。」旨を定めている。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

(2) 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類の作成 (別表-1-1)

保安規定審査基準の「2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。」については、従前より保安規定第26条(加工施設の操作に係る計画及び実施)に、「管理総括者は、第28条から第39条*2に記載する事項を定めた加工施設の操作に関する標準書を定める。」旨を定めている。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

*2: 第28条(加工施設の使用)、第29条(操作員の確保)、第30条(巡視、点検)、第31条(操作上の一般事項)、第32条(非定常作業)、第33条(保安上特に管理を必要とする設備)、第34条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)、第35条(臨界安全管理)、第36条(漏えい管理)、第37条(熱的制限)、第38条(異常時の措置)、第39条(異常時における設備の手動による作動)

(3) 核燃料物質の臨界管理 (別表-1-1、別表-1-2)

保安規定審査基準の「3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。」については、従前より保安規定第35条(臨界安全管理)に「各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準を従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。」旨を定めている。また、周辺監視区域内の運搬及び核燃料物質の貯蔵の臨界管理については、第58条(周辺監視区域内の運搬)に「各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じる。」旨を、第72条(核燃料物質の貯蔵)に「各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。」旨を定めている。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

(4) 操作員の引継時に実施すべき事項 (別表-1-2)

保安規定審査基準の「4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。」については、保安規定第31条(操作上の一般事項)に、「操作にあつた

っては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項」に加え、新たに「引継ぎ時に実施すべき事項」についても「操作する者に周知徹底させる」旨を追加する。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

(5) 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項（別表－1－2）

保安規定審査基準の「5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。」については、従前より保安規定第31条（操作上の一般事項）に、「操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。」旨を定めている。ただし、(4)項の「操作員の引継ぎ時に実施すべき事項について定められていること。」を受け、新たに「引継ぎ時に実施すべき事項」を追加する。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

(6) 地震、火災等の発生時に講ずべき措置（別表－1－3～別表－1－6）

保安規定審査基準の「6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。」については、従前より保安規定第38条（異常時の措置）、第80条（非常時対策組織）、第81条（非常時要員）、第82条（非常時用器材の整備）、第83条（通報系統）、第84条（通報）、第85条（応急措置）、第86条（非常時体制の発令）、第87条（非常時対策活動及び非常時体制の解除）、第89条（火災防護活動に係る計画及び実施）、第90条（火災防護活動に係る評価及び改善）、第91条（初期消火活動のための体制の整備）、第92条（通報連絡）、第93条（消火又は延焼の防止等）、第94条（火災防護活動のための体制の整備）、第95条（自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施）、第96条（自然災害等発生時の保全活動に係る評価及び改善）、第97条（自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備）及び第119条（地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置）にそれぞれ定めている。ただし、保安規定審査基準の設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置（加工規則第8条第1項第14号）における「1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。」を受け、第89条（火災防護活動に係る計画及び実施）及び第95条（自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施）に「加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、」を追加する。また、保安規定審査基準の設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置（加工規則第8条第1項第14号）における「1. (1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。」を受け、第94条（火災防護活動のための体制の整備）の「火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うた

めに」を「火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため,」に、第97条（自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備）の「自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために」及び「保全の」をそれぞれ「自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため,」及び「必要な機能を維持する」に変更する。さらに、「1.（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。」を受け、第91条（初期消火活動のための体制の整備）に「電源」を、「1.（1）イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。」を受け、第94条（火災防護活動のための体制の整備）に「（4）加工施設における火災の発生及び延焼を防止するための可燃物の管理」を追加する。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

（7）加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項（別表－1－6）

保安規定審査基準の「7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。」については、従前より保安規定第21条（安全衛生委員会）に、「核燃料物質の加工に関する保安を確保するために安全衛生委員会を置く。」「安全衛生委員会は、管理総括者が選任する役員を委員長とし、核燃料取扱主任者の他、管理総括者が選任する委員をもって構成する。」旨等を定めている。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

（8）その他（別表－1－6～別表－1－10）

加工施設の操作に係る保安規定の条項において、保安規定審査基準の加工規則第8条第1項第6号の第1項～第7項に該当しない下記の条項については、従前の保安規定の条文の記載とする。

- ・第27条（加工施設の操作に係る評価及び改善）
- ・第28条（加工施設の使用）
- ・第32条（非定常作業）
- ・第33条（保安上特に管理を必要とする設備）
- ・第36条（漏えい管理）
- ・第37条（熱的制限）
- ・第39条（異常時における設備の手動による作動）

ただし、第30条（巡視、点検）については、保安規定審査基準の加工施設の施設管理（加工規則第8条第1項第16号）を受け、「巡視、点検を行う。」から「第62条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。」旨に変更する。また、第34条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）についても同様に保安規定審査

基準の加工施設の施設管理を受け、「設備管理責任者は、それぞれの担当する設備の機能を巡視，点検，施設定期自主検査等により確保する。ただし，設備の更新，改造等に伴い，その機能が停止する期間については，核燃料取扱主任者の確認を受け，適用を除外できる。」を「運転管理責任者は，第 35 条から第 37 条に定める操作上の留意事項に従い設備を操作し，定期事業者検査等により，当該施設の機能を確保する。」旨に変更する。なお、具体的な管理については、社内の保安品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

別表－１－１ 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文（案）

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文（案） ^{*4}	備考
1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	<p>（操作員の確保）</p> <p>第29条 各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。</p> <p>2. 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。</p>	<p>・第29条（操作員の確保）に定めている。</p>
2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	<p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第26条 管理総括者は、第28条から第39条に記載する事項を定めた加工施設の操作に関する標準書を定める。</p> <p>2. 各課長は、前項に定めた標準書に基づき、第28条から第39条の業務を実施する。</p>	<p>・第26条（加工施設の操作に係る計画及び実施）に定めている。</p>
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	<p>（臨界安全管理）</p> <p>第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>（1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（2）核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程のうち、別表第1-3に記載されている機器については、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。</p> <p>（3）別表第2第2項に示す台車及び別表第2第3項に示す電動リフターを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>（4）作業場所においては、臨界安全上の制限値として質量、核燃料物質の寸法等の表示がなされていること。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第58条各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じる。</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第72条各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>（1） 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>（2） 別表第13-1に示す最大貯蔵数量を超えないこと。また、別表第13-2又は別表第13-3に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</p>	<p>・第35条（臨界安全管理）、第58条（周辺監視区域内の運搬）及び第72条（核燃料物質の貯蔵）に定めている。</p>

*3：加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4：今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。

別表-1-2 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文(案)

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文(案) ^{*4}	備考
<p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>	<p>(3) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室(第4図(1)) ロ) 原料貯蔵所(第4図(2)) ハ) 容器管理棟 保管室(第4図(3)) (4) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。 3. 各課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 (1) 工場棟 原料倉庫(第4図(4)) (2) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器(台車付)に係る粉末貯蔵設備(第4図(5)) (3) 工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚(第4図(6)) (4) 工場棟 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台(第4図(7)) (5) 加工棟 粉末貯蔵室(1)(第4図(8)) (6) 加工棟 粉末貯蔵室(2)(第4図(9)) (7) 第2核燃料倉庫(第4図(10)) (8) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)(第4図(11)) (9) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)(第4図(12)) 4. 管理総括者は、第1項(2)に示す別表第13-2と別表第13-3の適用の切り替えに当たり、それぞれの切り替え前の貯蔵設備の管理の状態が切り替え後の管理の状態へ直ちに移行できる状態にあることを確認する。 5. 管理総括者は、第1項(2)に示す別表第13-1(注15)及び別表第13-3を適用する時は、第1項(3)イ)第4図(1)による燃料集合体を貯蔵しないエリアの設定のための鍵の管理を行う。</p>	
<p>4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</p>	<p>(操作上の一般事項) 第31条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。 (2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。 2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>	<p>・第31条(操作上の一般事項)は、原子力規制における検査制度の見直しに伴い変更する。</p>

*3: 加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4: 今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。

別表－１－３ 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文（案）

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文（案） ^{*4}	備考
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>（異常時の措置） 第 38 条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに担当課長に通報する。 2. 担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に関係課長に通報する。 3. 担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じると共に、担当部長及び管理総括者並びに核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>（非常時対策組織） 第 80 条 管理総括者は、火災及び爆発、自然災害等及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第 7 図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。 2. 非常時対策組織に対策本部をおき、対策本部長には管理総括者があたる。ただし、管理総括者が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>（非常時要員） 第 81 条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>（非常時用器材の整備） 第 82 条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等を、別表 20 に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>（通報系統） 第 83 条 管理総括者は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>（通 報） 第 84 条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>（応急措置） 第 85 条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>・第 38 条（異常時の措置）、第 80 条（非常時対策組織）、第 81 条（非常時要員）、第 82 条（非常時用器材の整備）、第 83 条（通報系統）、第 84 条（通報）及び第 85 条（応急措置）に定めている。</p>

*3：加工規則第 8 条第 1 項第 6 号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4：今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。

別表－１－４ 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文（案）

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文（案） ^{*4}	備考
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>（非常時体制の発令） 第86条 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。</p> <p>（非常時対策活動及び非常時体制の解除） 第87条 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 2. 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。 3. 対策本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>（火災防護活動に係る計画及び実施） 第89条 管理総括者は、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、火災防護計画として第91条から第94条に記載する事項を定めた火災防護活動に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す火災防護活動（初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動）に関する事項を含む。 2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第91条から第94条の業務を実施する。</p> <p>（火災防護活動に係る評価及び改善） 第90条 担当部長は、火災防護活動の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。 2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第89条に定める標準書を改める。</p> <p>（初期消火活動のための体制の整備） 第91条 管理総括者は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。 （1）火災の発生を消防吏員に確実に通報するために警備所に専用回線を設置する。なお、当該設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後に遅滞なく復旧する。 （2）初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上、待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外からすみやかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。 （3）可搬消防ポンプ1台、泡消火薬剤、<u>電源</u>及び初期消火活動に必要なその他資機材を備えつける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。 2. 各課長は、第30条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>（通報連絡） 第92条 事業所内にて火災を発見した者は、第89条に定める標準書に基づき、必要な通報連絡を行う。</p> <p>（消火又は延焼の防止等） 第93条 第91条第1項第2号に定める初期消火活動のため参集の連絡を受けた要員は、すみやかに事業所に参集し初期消火活動を行う。</p>	<p>・第86条（非常時体制の発令）、第87条（非常時対策活動及び非常時体制の解除）、第90条（火災防護活動に係る評価及び改善）、第92条（通報連絡）及び第93条（消火又は延焼の防止等）に定めている。</p> <p>・第89条（火災防護活動に係る計画及び実施）及び第91条（初期消火活動のための体制の整備）は、原子力規制における検査制度の見直しに伴い変更する。</p>

*3：加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4：今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。

別表－１－５ 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文（案）

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文（案） ^{*4}	備考
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>（火災防護活動のための体制の整備） 第94条 管理総括者は、<u>火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 （1）必要な要員の配置 （2）要員に対する教育・訓練 （3）必要な資機材の配備 <u>（4）加工施設における火災の発生及び延焼を防止するための可燃物の管理</u> 2. 各課長は、第94条に定めた標準書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 3. 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。 （自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施） 第95条 管理総括者は、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、第97条に記載する事項について、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す自然災害等発生時の保全活動に関する標準書を定める。 2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第97条の業務を実施する。 （自然災害等発生時の保全活動に係る評価及び改善） 第96条 担当部長は、自然災害等発生時の保全活動の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。 2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第95条に定める標準書を改める。 （自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備） 第97条 管理総括者は、<u>自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、加工施設内において自然災害等発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。 （1）必要な要員の配置 （2）要員に対する教育・訓練 （3）必要な資機材の配備 2. 各課長は、第95条に定めた標準書に基づき、自然災害等発生時において加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行う。 3. 各課長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。 4. 各課長は、自然災害等に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。 （地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置） 第119条 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域からの退避に係る措置及び当該設備の停止措置を定める。また、当該設備の停止措置の補助的な手段として、地震計と連動して震度5相当以上の揺れを感知した場合に自動停止する措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第96条（自然災害等発生時の保全活動に係る評価及び改善）及び第119条（地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置）に定めている。 ・第94条（火災防護活動のための体制の整備）、第95条（自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施）及び第97条（自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備）は、原子力規制における検査制度の見直しに伴い変更する。

*3：加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4：今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。

別表－１－６ 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文（案）

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文（案） ^{*4}	備考
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。</p> <p>3. 立入制限区域の立入者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避する。</p> <p>4. 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、中央制御室の転換課の操作員に、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備及び転換工場のその他設備を停止させる。</p> <p>5. 中央制御室の転換課の操作員は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備及び転換工場のその他設備を停止する。</p>	
<p>7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>（安全衛生委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するために安全衛生委員会を置く。</p> <p>2. 安全衛生委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>（1）主要設備の設置、変更及び補修に関する事項</p> <p>（2）許認可に関する事項</p> <p>（3）保安規定の改定に関する事項</p> <p>（4）保安品質保証計画書及び標準書に関すること</p> <p>（5）安全衛生管理年間計画に関すること</p> <p>（6）操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関すること</p> <p>（7）事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価</p> <p>（8）その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問に応じて審議し答申する。安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問がない場合も委員の求めに応じて審議し、その結果を管理総括者に勧告する。</p> <p>また、委員会の議事においては、原子力安全に関して核燃料取扱主任者の意見を常に求め、特段意見がない場合も含め、事務局がそれを議事録に残す。核燃料取扱主任者の指摘事項については、フォローアップの記録も残す。</p> <p>4. 安全衛生委員会は、管理総括者が選任する役員を委員長とし、核燃料取扱主任者の他、管理総括者が選任する委員をもって構成する。</p> <p>5. 各部課長は、第2項に掲げる事項について安全・品質保証課長に諮問の手續を依頼する。安全・品質保証課長は、核燃料取扱主任者の意見を聞き、核燃料取扱主任者が諮問が必要と判断した場合、管理総括者に安全衛生委員会に諮問するよう依頼する。管理総括者は、安全・品質保証課長の諮問の依頼を受け、安全衛生委員会に諮問する。</p>	<p>・第21条（安全衛生委員会）に定めている。</p>

*3：加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4：今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。

別表－１－７ 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文（案）

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文（案） ^{*4}	備考
8. その他	<p>（加工施設の操作に係る評価及び改善） 第 27 条 担当部長は、第 26 条第 2 項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。 2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第 26 条に定める標準書を改める。</p>	・変更なし
	<p>（加工施設の使用） 第 28 条 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取扱う場合は、次に示す施設を使用する。 (1) 化学処理施設 (2) 成形施設 (3) 被覆施設 (4) 組立施設 (5) 核燃料物質の貯蔵施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線管理施設 (8) その他の加工施設</p>	・変更なし
	<p>（巡視） 第 30 条 各課長は、毎日 1 回以上、別表第 12 に示す設備等について、<u>第 62 条の 8 第 3 項に定める観点を含めて巡視</u>を行う。</p>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
	<p>（非定常作業） 第 32 条 各課長は、非定常作業であって核燃料物質を取扱う場合、あらかじめ作業期間、作業内容、臨界管理及び被ばく管理を記載した非定常作業計画書を作成し、管理総括者の承認を受ける。非定常作業計画書の作成にあたっては、必要に応じて、関係課長と協議する。 2. 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 3. 各課長は、第 1 項の非定常作業を行うにあたっては、操作する者に臨界管理及び被ばく管理を明確にした作業方法を周知徹底させる。</p>	・変更なし
	<p>（保安上特に管理を必要とする設備） 第 33 条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (1) 核的制限値を有するもののうち運転制限値を有する設備 (2) 熱的制限値を有する設備 (3) 閉じ込め機能を有する設備 (4) 非常用電源設備 (5) 放射線管理設備 2. 第 1 項で定めた設備は、別表第 1-3 に示したものとする。</p>	・変更なし
	<p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保） 第 34 条 別表第 13 に示した<u>運転管理責任者は、第 35 条から第 37 条に定める操作上の留意事項に従い設備を操作し、定期事業者検査等により、当該施設の機能を確保する。</u></p>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

*3：加工規則第 8 条第 1 項第 6 号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4：今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。

別表－１－８ 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文（案）

加工施設における保安規定の審査基準 ^{*3}	保安規定条文（案） ^{*4}	備考
8. その他	<p>（漏えい管理） 第 36 条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように努める。 2. 各課長は、加工施設が運転されているときは、第 1 種管理区域の給排気設備を常時運転し、核燃料物質を大気圧以下の部屋で取扱う。</p>	・変更なし
	<p>（熱的制限） 第 37 条 各課長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表第 3 に定める熱的制限値以下に保つ。</p>	・変更なし
	<p>（異常時における設備の手動による作動） 第 39 条 担当課長は、第 3 節の保安上特に管理を必要とする設備及び第 4 節の操作上の留意事項に係わる設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	・変更なし

*3：加工規則第 8 条第 1 項第 6 号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

*4：今回申請における変更箇所を赤色アンダーラインで示す。